

就学援助制度(しゅうがくえんじょせいど)について(おしらせ)

就学援助制度とは何ですか？

座間市では、お金のことで悩んでいる家庭は、学用品費(学校で使うもののお金)、修学旅行、給食のお金などの、学校でつかうお金の一部をもらえます。

お金がほしいときは、毎年、申し込みます。去年もらった人も、申し込んでください。申請書の紙を学校か市役所に出してください。

1.だれが対象(たいしょう)ですか

座間市に住んでいて、小学校・中学校に子どもが通っている保護者(お父さん・お母さん)で、次のどれかに当てはまる人。

- ① 生活保護(国から生活するためのお金をもらっている)の人で、修学旅行に行く年の人(小学校6年生、中学校3年生)
- ② 児童扶養手当(子どもをひとりで育てている親がもらえるお金)をもらっている人
- ③ 生活保護に近いくらいお金に困っている人(目安は下の2を見てください)

2 お金の目安(援助を受けられる目安)

就学援助をもらえるかどうかは、同じ家でいっしょに暮らす人たちの所得(仕事でもらったお金)で決まります。家族みんなの所得の合計が、所得基準額(もらえるかどうかを決める金額)より少ない人が、お金をもらえます。

家族の人数や年齢、家賃があるかどうかで、結果は変わります。

下の表は、就学援助をもらえるかどうかを決める所得の目安です。

家族の人数	家族の年齢 (令和8年4月1日のときの年齢)	所得基準額(もらえるかどうかを決める金額)	
		(家を借りている場合:家賃6万円)	(持ち家の場合)
2人	母30歳・子7歳	約2,640,000円	約1,920,000円
3人	父35歳・子9歳・5歳	約3,120,000円	約2,400,000円
4人	父43歳・母40歳・子13歳・10歳	約4,020,000円	約3,300,000円
5人	父38歳・母36歳 子11歳・8歳・4歳	約4,340,000円	約3,620,000円

決めるのに使う金額は、所得金額です。仕事が給与(会社からもらうお金)のみの場合は、下の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。

※18歳以下の子どもが3人以上いる家族は、所得基準額が変わります。

※【参考】源泉徴収票で所得金額(仕事でもらったお金)を確認する

支払を受ける者	座間市緑ヶ丘1-1-1	氏名	座間 太郎
種別	給与	支払金額	3,500,000
		給与所得控除後の金額	2,370,000
		所得控除の額の合計額	1,140,000
		源泉徴収税額	61,500

この金額が所得です。

3 申し込みできる期間

	申し込みできる期間	就学援助が始まる月(※)
4月に申し込み	令和8年4月6日(月)～ 5月8日(金)	4月の分からお金がもらえます
4月より後に申し込み	令和8年5月9日(土)～ 令和9年2月26日(金)	申し込んだ月の分からお金がもらえます

※就学援助が始まる月によって、もらえなくなるお金の種類もあります。早めに申し込んでください。

4 就学援助でもらえるお金の種類ともらえる時期

お金は保護者(お父さん・お母さん)の口座に振り込みます。学校に払うお金を払っていないときは、校長先生に払う場合もあります。

金額は令和7年度にもらえた金額で、令和8年度にもらえる金額は変わることがあります。

	もらえるお金の種類	もらえる人	もらえる金額(最大でもらえる金額)		もらえる時期
			小学校	中学校	
1	学用品費	1年生	1回 3,880円 2回 3,875円 3回 3,875円 計 11,630円	1回 7,580円 2回 7,575円 3回 7,575円 計 22,730円	8月 12月 3月
2	学用品費・ 通学用品費	他の学年	1回 4,640円 2回 4,630円 3回 4,630円 計 13,900円	1回 8,340円 2回 8,330円 3回 8,330円 計 25,000円	8月 12月 3月
3	学校給食費	すべての学年	就学援助が決まったら、0円になります。 すでに払ったお金は返します。	実費(ミルク、選択式給食)	① ——— ② 8,12,3月
4	新入学 学用品費	1年生	57,060円 ※入学準備金をもらっていない人だけ。	63,000円 ※入学準備金をもらっていない人だけ。	8月 (4月認定者)
5	入学準備金	小学校に入る前 小学校6年生	57,060円 ※小学校に入る前の時にもらえます。	63,000円 ※小学校6年の時にもらえます。	3月
6	修学旅行費	小6年生 中3年生 行った人	使ったお金 (最大で 22,690円)	使ったお金 (最大で 60,910円)	中 8月 小 12月
7	校外活動費	行った人	1,600円	2,310円	12月、3月
	キャンプ等		使ったお金(最大で 3,690円)	使ったお金(最大で 6,210円)	
8	体育実技 用具費	当てはまる人		使ったお金(最大で 7,650円)	8,12,3月
9	医療費	学校の健康診断で、学校で決められた病気(※)が見つかったら、医療券(病院で使う、治療費が無料になる紙)をもらえます。別の手続きが必要なので、担当へ連絡してください。 ※トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、甲耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病のこと。			

もらえるお金の種類について

1・2・学用品費(がくようひんひ)・通学用品費(つうがくようひんひ)

ノートやえんぴつ、体操着など、学校でふつうに使うものを買うお金です。

小学校と中学校で金額がちがいます。年に3回に分けてもらえます。

3・学校給食費

給食のお金です。給食を0円で食べることができます。

4・新入学生用品費(しんにゅうがくようひんひ)

小学校や中学校に入学したときに必要なものを買うお金です。

※入学準備金をもらった人は、もらえません。

5・入学準備金(にゅうがくじゅんびぎん)

小学校に入る前、または中学校に入る前の小学6年生のときに、学校に入るときに必要なものを買うためにももらえるお金です。

6・修学旅行費(しゅうがくりょこうひ)

修学旅行に行くときの費用です。実費ですが、限度額があります。

7・校外活動費(こうがいかつどうひ)

遠足や学校の外での活動に行くためのお金です。

8・体育実技用具費(たいいくじつぎようぐひ)

体育の授業で特別な用具を買ったときにももらえるお金です。

9・医療費(いりょうひ)

学校の健康診断で病気が見つかったとき、医療券をもらえます。

5 申し込み方法

・紙で申し込むとき ⇒ 下の「6 提出書類」・「7 提出先」を見てください。

・LINEで申し込むとき ⇒ 下の「8 LINEで申し込む場合」を見てください。

6 提出書類(申し込みの時に出す書類(紙))

①就学援助申請書

この紙は、委任状(いにんじょう)と口座振込依頼書もふくまれています。

※小学校と中学校に子どもがいる人は、どちらか1つの学校に1枚だけ出してください。

②口座の確認書類

銀行の通帳(つうちょう)など、支店名・口座番号・名前がわかるところのコピー。

③証明書類(下の表1～5にあてはまる人は、証明書類を出してください。)

あてはまる人	出す書類
1. 家を借りていて、家賃を払っている人	○民間住宅を借りている人 ⇒ 契約書等のコピー ○公営住宅を借りている人 ⇒ 決定通知書等のコピー(現年度のもの) ※契約者名、家賃額、最新の契約期間が必要です。 書類を出さないと、基準額に反映できません。
2. 令和8年1月2日以降に座間市に転入した人	つぎ 次のどれか1つ(収入がある人全員のが必要です。) ① 令和7年分確定申告書(控)又は市県民税申告書(控)のコピー

<p>3. 単身赴任や別居などで座間市以外に住所がある人</p>	<p>② 令和8年度課税(又は非課税)証明書のコピー ※令和8年1月1日に、住所があった市区町村で発行されます(6月ごろ)。 3. マイナンバー同意書 市の職員が、住所があった市区町村で税金のことを調べることに同意する紙。紙は就学支援課でわたすので、連絡してください。</p>
<p>4. 児童扶養手当をもらっている人</p>	<p>児童扶養手当証書のコピー(※申請時に有効期限内であるもの) 「児童手当」・「特別児童扶養手当」はちがいます。</p>
<p>5. 期限のあとに、確定申告をした人</p>	<p>令和7年分確定申告書(控)又は令和8年度市県民税申告書(控)のコピー</p>

※審査は、同じ家で生活している人全員のと令和7年の所得でします。所得の申告していない人がいると審査できません。所得がなくても、就学援助の申し込みをする前に税務署や市役所で申告してください。

7 提出先(申し込みの紙を出すところ)

- ① 子どもが通っている学校に出す
 小学校または中学校
- ② 市役所に出す
 座間市教育委員会「就学支援課」の窓口(市役所5階)
- ③ 郵便で出す
 令和8年5月8日(金)までの消印があるものが有効です。
 送るところ

〒252-8566
 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
 座間市教育委員会 就学支援課 行
 電話 046-252-8739

8 LINEで申し込む場合

- スマホで右のQRコードを読みます。
- 質問に答えて、申し込みます。
- 申し込みできる期間は令和8年4月6日(月)からです。
- さいしょに、座間市の公式LINEアカウントの「友達登録」をしてください。



9 援助の決定

お金をもらえるかどうかの決定については、7月下旬ごろにわかります。
 決定したら、郵便でお知らせを送ります。

10 その他(注意すること)

- ① 同意と委任について
 申し込みには、同意・委任が必要です。申請書は、同意書と委任状もふくまれています。
 ・教育長が、住民票や税金の情報をみることに同意してください。
 ・教育長が、児童扶養手当などの公的扶助を受けているかどうかを調べることに同意してく

ださい。

・校長先生や市長に、援助のお金を受け取る権限をまかせることに同意してください。

※ふつうは保護者の口座に振り込みますが、学校に払うお金を払っていないときは、校長先生や市長がお金を受け取ることがあります。

②申し込んだ内容が変わった場合

- 名前、家族の人数、口座などが変わったら、すぐに知らせてください。
- 連絡しないと、お金がもらえなくなることがあります。

③申請書の間違いについて

- 申請書が間違っていたり、書類が足りないときは、教育長が確認します。
- 期限までに直さないと、申し込みをやめたとみなされることがあります。

④学校でのお金の集金について

- 就学援助が決まっても、学校の集金はなくなりません。
- 払えないときは、学校に相談してください。

⑤学用品費について

- 学用品費はノートや体操着など、学校でふつうに使うものをかうお金です。
- 定額(事前に決まった金額)をもらえます。学校の教材費とはちがいます。
- 年の途中で認定された人は、月割りで支給します。

⑥小学校の給食費について

- 就学援助は毎年申し込みが必要です。
- 前年度お金を払ってなくても、今年度認定されるまでは給食費を払ってください。
- 就学援助が決まった後、払った分は返します。

⑦入学準備金について

- 小学校に入る前に小学校の「入学準備金」をもらった人と、小学6年生のときに中学校の「入学準備金」をもらった人は、新入学生用品費はもらえません
- 他の市区町村で入学準備金をもらった人も、もらえません。
- 次の場合は、入学準備金を返してください。
 - ・小学校や中学校に入る前に座間市の外へ引っ越したとき
 - ・令和9年4月に座間市立や私立の学校に入学しなかったとき